

令和8年度 給与支払報告書（個人別明細書）の記入について

※「総括表」と「給与支払報告書」は令和8年2月2日（月）までにご提出ください。

国税庁や税務署が配布している『給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』『年末調整のしかた』なども参考にしながら、記載漏れ等がないようご注意ください。

※総括表、給与支払報告書の提出方法について、不明な点があれば下記までお問い合わせください。

八幡浜市役所 税務課 市民税係 ☎0894-21-0404

支払を受ける者	住所又は居所	①	個人番号	②					
種別	支払金額	③	給与所得控除後の金額	④	所得控除の額の合計額	⑤	源泉徴収税額		
配偶者控除額	⑥	特別控除額	⑦	控除対象扶養親族等の数	⑧	障害者の数	⑨		
特定親族特別控除額	⑩	社会保険料等の金額	⑪	生命保険料の控除額	⑫	地震保険料の控除額	⑬	住宅借入金等特別控除額	⑭
生命保険料の金額の内訳	⑮	住宅借入金等特別控除の内訳	⑯	配偶者の合計所得	⑰	基礎控除額	⑱		
控除対象扶養親族等	⑲	本人の障害者等	⑳	中途退・退職	㉑	受給者生年月日	㉒		
支払者	個人番号又は法人番号	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称	⑳	㉑	㉒			

※個人を特定するのに、必要となりますので、必ず記入してください。

※個人を特定するのに、必要となりますので、必ず記入してください。

※10欄は今年から新設されています。間違えないように注意してください。

※実際に、所得税から控除できる金額を記入してください。

※個人を特定するのに、必要となりますので、必ず記入してください。

- 令和8年1月1日現在の住所をアパート名や部屋番号等、詳しく記入してください。
(※なお、給与支払報告書は令和8年1月1日現在、実際にお住まいの自治体に提出してください。)
- ※個人番号(12ケタ)は必ず記入してください。
- 令和7年中に支払の確定した金額を記載してください。
- 「年末調整のしかた」等に記載のある給与所得控除後の給与等の金額を記入してください。
(※令和7年分より一部改正となっていますので、注意してください。)*所得金額調整控除の適用がある場合には、所得控除後の金額から所得金額調整控除額を引いた金額を記載し、⑨「所得金額調整控除額」欄に控除額を記入してください。
- 扶養等の人的控除額と社会保険料等の控除額及び本人に対する諸控除等の合計額を記載してください。
- 配偶者控除を適用するときは「○」をつけてください。(老人配偶者の場合には老人欄にも「○」)
- 配偶者控除または配偶者特別控除の額を記入してください。
(受給者本人の合計所得が1,000万円を超える場合は適用を受けることができません。)
- 扶養親族・障害者等の人数を、種類ごとにそれぞれ記載してください。(扶養親族の年齢要件に注意)

区分	年齢要件等
特定扶養親族(特定欄)	19歳以上23歳未満の扶養親族の数(平成15年1月2日から平成19年1月1日生)
老人扶養親族(老人欄)	70歳以上(昭和31年1月1日以前生)の扶養親族の数
同居老親扶養親族(老人・内欄)	老人扶養親族のうち、同居する直系尊属の方の数
一般扶養親族(その他欄)	23歳以上70歳未満(昭和31年1月2日から平成15年1月1日生)および16歳以上19歳未満(平成19年1月2日から平成22年1月1日生)の扶養親族の数
16歳未満の扶養親族	16歳未満(平成22年1月2日以降生)の扶養親族の数
特定親族(特親欄) ※新設	19歳以上23歳未満の扶養親族(平成15年1月2日から平成19年1月1日生)で、 合計所得が58万円超123万円以下 の方の数

- 扶養親族の内、国内に住所を有しない者がいる場合には、その人数を記入してください。
- 特定親族特別控除の額を記載してください。(新規項目です。⑩～⑬は記載箇所が昨年分までと異なっていますので、ご注意ください)**
- 1年間に支払った社会保険料(厚生年金保険料・介護保険料・国民年金保険料・国民健康保険税等)を記入します。
小規模企業共済がある場合は、上段に内書きで記入してください。国民年金保険料等が含まれる場合は、下段⑳にその金額を記入してください。
- 「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した金額をそれぞれ記載してください。
- 年末調整の際に「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」に基づいて計算した額を記載してください。
- 摘要欄には以下のことを記載してください。
・中途就職者について前職給与分を含んで年末調整をした場合は、**前職の支払者名(会社名)・給与額・社会保険料・源泉徴収税額**の4点を記入してください。
・特別徴収できない場合は、個人住民税の普通徴収への切替理由書の**略号(普A～普D)**を記入してください。
・留学生や外国人実習生等、外国との租税条約により市県民税が減免対象となる場合は、「**日〇租税条約〇条該当**」と記入してください。
- 該当する保険種別を確認のうえ、保険料の支払額を正確に記入してください。生命保険料の種別等により控除額の計算方法が異なります。
- 住宅借入金特別控除の適用を受ける方は、**摘要数、居住開始年月日(和暦)、控除区分(「住」、「認」、「増」等)、借入金年末残高、控除可能額**を記入してください。特定取得に該当する場合は、(特)を記入してください。例)住(特)住...一般の住宅借入金等特別控除(増改築を含む。) 認...認定住宅の新築等に係る住宅借入金特別控除 増...特定増改築等住宅借入金特別控除
特定取得とは?...住宅の取得費用等に含まれる消費税額等が8%・10%の税率により課される場合における住宅の取得をいいます。
- 控除対象配偶者の氏名、マイナンバー等を記入してください。**(配偶者特別控除の適用を受ける場合にも、記入してください。)**
配偶者の合計所得の欄は、**収入金額ではなく合計所得額**を記入してください。
- ⑩の社会保険料等の金額の中に、国民年金保険料等が含まれる場合は、その金額を記入してください。
- 所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載してください。
- 控除対象扶養親族の氏名・フリガナ・個人番号を記載してください。
※⑩、⑲に記載した配偶者や16歳未満の扶養親族等が、国外に居住する非居住者の場合は『区分』欄に〇印で表示してください。
控除対象扶養親族等が、国外に居住する非居住者の場合または特定親族特別控除の適用を受けた場合は、分類に対応する番号を記入してください。
- 本人控除について記載してください。
- 生年月日は必ず記載してください。**(元号は和暦)